労働者派遣事業

自主点検チェックリスト

あなたの会社で、過去１年間に実施した労働者派遣について、

以下の設問にそって、法令遵守状況を点検してみてください。

（事業実績がない場合も、法令の理解をチェックしてみてください）

事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可番号　　　　―

部署　　　　　　　　　　　　　　点検者職氏名

点検年月日　令和　　年　　月　　日　過去1年間の派遣事業の実施　□あり　□なし

# １　行ってはならない事項や制限のある事項

NO.1　請負や委託など、労働者派遣契約以外の契約により、自己の雇用する労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させる事業を行っていませんか？

□行っている　　□行っていない

派遣法第2条、職業安定法第4条⑦、第44条

昭和61年4月17日労働省告示第37号

点線の中には参照していただきたい法律などをお示ししました。→→

NO.2　建設の業務、港湾運送の業務、警備の業務、病院等における医療関係業務に労働者派遣を行っていませんか？

□行っている　　□行っていない

派遣法第4条、同法施行令第2条

NO.3　関係派遣先(グループ企業)に対する派遣の総労働時間(60歳以上の定年退職者等を除く)は、一事業年度における全派遣労働者の総労働時間の100分の80以下となっていますか？

□なっていない　　□なっている

□関係派遣先への派遣を行っていない

派遣法第23条の2、同法施行規則第18条の3

NO.4　派遣先による派遣労働者の性別・年齢の指定や事前面接の要求など、派遣労働者を特定する行為に協力していませんか？

□協力している　　□協力していない

＊紹介予定派遣の場合には、事前面接は可能です。

派遣法第26条第6項、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の11

NO.5　正当な理由なく、貴社を離職した派遣労働者を派遣先が雇用しないよう、派遣先や労働者と契約していませんか？

□契約している　　□契約していない

派遣法第33条

NO.6　派遣労働者との労働契約はすべて、３１日以上の期間があり、かつ、労働契約期間内の就労時間の合計を、週単位に換算した場合に概ね20時間以上ありますか？

□31日以上かつ、20時間以上ない　　□31日以上かつ、20時間以上ある

派遣法第35条の4、平成24年10月1日施行の改正労働者派遣法に関するＱ＆Ａ

NO.7　日々又は30日以内の労働契約で雇い入れた労働者を派遣（日雇派遣）する場合に、原則禁止の例外にあたることを確認し、確認書類などの記録をしていますか？

□していない　　□している

□日雇派遣は行っていない

派遣法第35条の4、同法施行令第4条第1項、第2項、同法施行規則第28条の2及び第28条の3

NO.8　派遣労働者が、派遣契約に定められた業務や就業時間、就業場所、指揮命令者のもとで就業していることを確認するため、定期的に派遣先を巡回していますか？

□巡回していない　　□巡回している

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の5

NO.9　派遣労働者を、その労働者が過去1年以内に雇用されていた事業主に対して、派遣していませんか？（60歳以上の定年退職者等の場合は除く）

□派遣している　　□派遣していない

派遣法第35条の5、第40条の9

NO.10 　無期雇用の派遣労働者を募集する際に、「無期雇用派遣」という文言を使用することなどにより、そのことを明確にしていますか？

□明確にしていない　　□明確にしている

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の8(1)

# ２　労働者派遣契約

NO.11　労働者派遣契約（以下「派遣契約」といいます。）の内容を書面のほか、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成していますか？

□作成していない　　□作成している

派遣法施行規則第21条第3項

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第２

NO.12　派遣契約の締結にあたって、就業日や時間、休日等がシフト表や派遣先カレンダーを参照しなければ明らかにならない場合には、それらの資料が添付されていますか？

□添付されていない　　□添付されている

派遣法第26条第1項、同法施行規則第21条第3項、第22条、第32条の3、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第５の2の(1)イ(ﾊ)⑤，⑥

NO.13　派遣就業する事業所内の組織単位が定められていますか？

□定められていない　　□定められている

派遣法第26条第1項、同法施行規則第21条の2

NO.14　派遣先が派遣終了後に派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置を定めていますか？

□定めていない　　□定めている

＊職業紹介により紹介手数料を払うことを定めることができるのは、派遣元が有料職業紹介の許可を受けている場合に限ります。

派遣法第26条第1項、同法施行規則第22条

NO.15　派遣労働者を無期雇用労働者又は60歳以上の労働者に限定するか否かを定めていますか？

□定めていない　　□定めている

派遣法第26条第1項、同法施行規則第22条

＊無期雇用労働者及び60歳以上の労働者は期間制限の対象外となります。

NO.16　派遣契約を締結するに当たって、あらかじめ、派遣先から「事業所単位の抵触日通知」を書面により（電子メール、FAXでも可、以下「書面の交付等」といいます。）受けていますか？（派遣労働者を無期雇用労働者又は60歳以上の労働者に限定する場合及び期間制限のない業務（日数限定業務など）に派遣する場合を除く）

＊個別契約を締結する際、その都度通知を受ける必要があります。

□受けていない　　□受けている

派遣法第26条第5項、同法施行規則第24条の2

NO.17　派遣契約を締結するに当たって、あらかじめ、派遣先から「比較対象労働者の待遇等の情報提供」（派遣契約において協定対象派遣労働者に限るとした場合は、教育訓練・給食施設・休憩室・更衣室の内容に関する情報のみ）を書面の交付等により受けていますか？

□受けていない　　□受けている

＊個別契約を締結する際、その都度情報提供を受ける必要があります。

派遣法第26条第9項、同法施行規則第24条の3

NO.18　派遣先の都合で派遣契約を中途解除する際に、「派遣契約の解除を事前に申し入れ、合意を得ること」、「派遣先における就業機会を確保すること」、これができなければ「休業手当及び解雇予告手当に相当する額以上の額について損害賠償を行うこと」、「派遣元から求めがあった場合に契約の解除を行う理由を明らかにすること」が、すべて定められていますか？

□定められていない　　□定められている

派遣法第26条第1項、第29条の2、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第2の6

NO.19　派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否かの別を定めていますか？

□定めていない　　□定めている

派遣法第26条第1項、同法施行規則第22条

NO.20　派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度を定めていますか？

□定めていない　　□定めている

派遣法第26条第1項、同法施行規則第22条

# ３　マージン率等の情報提供

NO.21　派遣先や派遣労働者などに対し、インターネットの利用等によりマージン率等の情報提供を行っていますか？

□行っていない　　□行っている

派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2

NO.22　マージン率等の情報提供に当たって、キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先、教育訓練の計画内容、労使協定を締結しているか否かの別（締結している場合には、協定の対象の範囲、協定の有効期間の終期）について情報提供を行っていますか？

　　　　□行っていない　　□行っている

派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2

# ４　有期雇用派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

NO.23　①1年以上継続して同一の組織単位に派遣する見込みの有期雇用の派遣労働者等に対し、派遣先での直接雇用の依頼など雇用の安定を図るための措置（＊）を講じていますか？

＊3年以上、同一組織単位に派遣される見込みとなった派遣労働者については義務となります。

□雇用の安定のための措置を講じていない　　□雇用の安定のための措置を講じている

派遣法第30条第1項、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の8（2）

②また、当該雇用安定措置を講じるにあたっては、予め派遣労働者から希望する雇用安定措置の内容を聴取していますか？

□本人の希望を聴取していない　　□本人の希望を聴取している

派遣法第30条第1項、同法施行規則第25条の2第3項

# ５　待遇に関する事項等の説明

（１）派遣労働者として雇用しようとするとき（労働契約締結前）

NO.24　①派遣労働者として雇用した場合における賃金額の見込み、健康保険や厚生年金保険及び雇用保険に関する事項その他の待遇に関する事項、事業運営に関する事項、労働者派遣に関する制度の概要、キャリアアップ措置(教育訓練やキャリア・コンサルティングの内容)などについて派遣労働者になろうとする者に説明していますか？

□説明していない　　□説明している

派遣法第31条の2第1項

②また、説明にあたって、賃金額の見込みについての説明は、書面の交付等により説明していますか？

□書面の交付等により説明していない　　□書面の交付等により説明している

派遣法第31条の2第1項、同法施行規則第25条の14

（２）派遣労働者として雇い入れようとするとき（労働契約締結時）

NO.25　①労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときに、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、協定対象派遣労働者であるか否か、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項を書面の交付等により派遣労働者に明示していますか？

□書面の交付等により明示していない　　□書面の交付等により明示している

派遣法第31条の2第2項、同法施行規則第25条の16

②また、以下の内容を派遣労働者に説明していますか？

「派遣先均等・均衡方式」の場合

・派遣労働者の待遇のうち均衡待遇の対象となるものついては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な相違を設けない旨

・均等待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で差別的な取り扱いをしない旨

・均衡待遇の対象となる派遣労働者の賃金について、職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験その他の就業の実態に関する事項のうちどの要素を勘案するか

「労使協定方式」の場合

・派遣労働者の賃金及び賃金以外の待遇（派遣先で実施する教育訓練、給食施設、休憩施設、更衣室を除く）が、労使協定に基づき決定される旨

□説明していない　　□説明している

派遣法第31条の2第2項

（３）労働者派遣をしようとするとき（派遣時）

NO.26　①労働者派遣をしようとするときに、以下の労働条件に関する事項を書面の交付等により明示していますか？

「派遣先均等・均衡方式」の場合

 　　　　・賃金の決定に関する事項、休暇に関する事項、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、協定対象派遣労働者であるか否か

「労使協定方式」の場合

・協定対象派遣労働者であるか否か、労使協定の有効期間の終期

□書面の交付等により明示していない　　□書面の交付等により明示している

派遣法第31条の2第3項、同法施行規則第25条の20

②また、以下の内容を派遣労働者に説明していますか？

「派遣先均等・均衡方式」の場合

・派遣労働者の待遇のうち均衡待遇の対象となるものついては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な相違を設けない旨

・均等待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で差別的な取り扱いをしない旨

・均衡待遇の対象となる派遣労働者の賃金について、職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験その他の就業の実態に関する事項のうちどの要素を勘案するか

「労使協定方式」の場合

・派遣労働者の賃金及び賃金以外の待遇（派遣先で実施する教育訓練、給食施設、休憩施設、更衣室を除く）が、労使協定に基づき決定される旨

□説明していない　　□説明している

派遣法第31条の2第3項

（４）派遣労働者から求めがあった場合

NO.27　派遣労働者から求められれば、その派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由等について、説明する義務があります。求められた場合には、以下の事項について説明できますか？

｢派遣先均等・均衡方式｣の場合

　　　　　・比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由

　　　　　　「労使協定方式」の場合

　　　　　　・協定対象派遣労働者の賃金が、労使協定で定めた事項及び労使協定の定め

　　　　　　　による公正な評価に基づき決定されていること

□説明できない　　□説明できる

＊派遣労働者からの求めがない場合でも、待遇の相違の内容等に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいとされています。

派遣法第31条の2第４項　派遣元が講ずべき措置に関する指針第２の９（１）、（２）

# ６　派遣労働者であることの明示

NO.28　あらたに労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときや、すでに雇用している労働者をあらたに労働者派遣の対象とするときには、その労働者にその旨を明示していますか？

□明示していない　　□明示している

派遣法第32条

# ７　就業条件の明示等

NO.29　新たに労働者派遣をするとき及び契約更新により続けて労働者派遣をするときには、派遣労働者に対して、あらかじめ派遣契約に定められた就業条件などを書面（本人が希望すれば、FAX、電子メールでも可）により明示していますか？

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第1項、同法施行規則第26条

NO.30　派遣就業する事業所内の組織単位を明示していますか？

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第1項、第26条第1項

NO.31　派遣先の事業所単位の抵触日を明示していますか？（派遣受入期間制限のない業務の場合及び無期雇用労働者並びに60歳以上の者の場合には制限がない旨を明示します）

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第1項、第40条の2、同法施行規則第32条の４、第33条、第33条の2、平成15年厚生労働省告示第446号

NO.32　派遣される労働者の個人単位の抵触日を明示していますか？（派遣受入期間制限のない業務の場合及び無期雇用労働者並びに60歳以上の者の場合には制限がない旨を明示します）

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第1項、第35条の3、第40条の2、同法施行規則第32条の4、第33条、第33条の2、平成15年厚生労働省告示第446号

NO.33　事業所単位又は個人単位の期間制限を超えて派遣就業した場合には、労働契約申込みみなし制度の対象となる旨を明示していますか？（派遣受入期間制限のない業務の場合及び無期雇用労働者並びに60歳以上の者の場合を除く）

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第3項

NO.34　派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置を明示していますか？

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第1項、同法施行規則第22条

NO.35　派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度を明示していますか？

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条第1項、同法施行規則第22条

NO.36　派遣労働者に対して、派遣料金額を書面の交付等により明示していますか？

□明示していない　　□明示している

派遣法第34条の2、同法施行規則第26条の3

NO.37　健康保険、厚生年金、雇用保険に加入させていない場合には、その具体的な理由を明示していますか？

□明示していない　　□明示している

□全ての派遣労働者を各保険に加入させている

派遣法第34条第1項、同法施行規則第26条の2、第27条の2第1項

# ８　派遣先への通知

NO.38　派遣先へ派遣労働者の氏名等を通知する際に、法律、施行規則及び指針に定められた事項のみを通知していますか？

□定められた事項以外の事項も通知している　　□定められた事項のみを通知している

□派遣先への通知を行っていない

派遣法第35条第1項、同法施行規則第27条の2、第28条、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の11の(1)ニ

NO.39　派遣先に対して、派遣労働者が健康保険、厚生年金、雇用保険に加入済みである場合はそのことを証する書類を提示していますか？

□提示していない　　□提示している

派遣法第35条第1項、同法施行規則第27条第4項

NO.40　健康保険、厚生年金、雇用保険に加入させていない場合には、その具体的な理由を派遣先への通知に記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第35条第1項、同法施行規則第27条の2第2項

NO.41　派遣先への通知に、派遣労働者が60歳以上の者であるか否かの別を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第35条第1項、第40条の2、同法施行規則第32条の4

NO.42　派遣先への通知に、派遣労働者が協定対象労働者であるか否かの別を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第35条第1項

# ９　派遣元管理台帳

NO.43　派遣元管理台帳を、派遣労働者ごとに作成していますか？

□作成していない　　□作成している

派遣法第37条第1項、同法施行規則第30条、第30条の2、第31条

NO.44　協定対象派遣労働者であるか否かの別を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項

NO.45　派遣労働者の有期雇用と無期雇用の別を記載していますか？また、派遣労働者が有期雇用労働者の場合は、労働契約の期間を記載していますか？

□有期・無期の別を記載していない

□労働契約の期間のみ記載していない　　□適切に記載している

派遣法第37条第1項

NO.46　派遣労働者が60歳以上であるか否かを記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項、第40条の2第1項、同法施行規則第32条の4

NO.47　派遣就業する事業所内の組織単位を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項

NO.48　NO.23の有期雇用派遣労働者の雇用の安定を図るために講じた措置の内容を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項

NO.49　教育訓練の日時及び内容を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項、第30条の2第1項、同法施行規則第30条の2

NO.50　派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項

NO.51　キャリア・コンサルティングを行った日及びその内容を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項、第30条の2第2項、同法施行規則第31条

NO.52　派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度を記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項、同法施行規則第31条

NO.53　派遣労働者から聴取した希望する雇用安定措置の内容について記載していますか？

□記載していない　　□記載している

派遣法第37条第1項、同法施行規則第31条

# 10　キャリアアップ措置等

NO.54　派遣労働者を対象とした教育訓練（＊）を行っていますか？

□行っていない　　□行っている

＊フルタイムで1年以上の雇用見込みのある派遣労働者一人当たり少なくとも最初の3年間は毎年おおむね8時間以上の教育訓練を行うことが許可基準とされています。

派遣法第30条の2第1項、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」第2の8(5)

NO.55　教育訓練計画を定めていますか？

□定めていない　　□定めている

派遣法第7条第1項、同法施行規則第1条の4、平成27年厚生労働省告示第391号、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」第2の8(5)

NO.56　教育訓練計画はすべての派遣労働者を対象としていますか？

□すべてを対象としていない　　□すべてを対象としている

派遣法第7条第1項、同法施行規則第1条の4、平成27年厚生労働省告示第391号、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」第2の8(5)

NO.57　教育訓練計画にもとづき派遣労働者に対する入職時訓練を行っていますか？

□一切、行っていない　　□一部、行っている　　□すべて行っている

派遣法第7条第1項、同法施行規則第1条の4、平成27年厚生労働省告示第391号、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」第2の8(5)

NO.58　教育訓練計画にもとづき有給無償の教育訓練を実施していますか？

□実施していない　　□実施している

派遣法第30条の2第1項、平成27年厚生労働省告示第391号、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第3の1(8)ロ(ｲ)d(b)

NO.59　職業生活の設計に関して相談の機会を確保するため、例えばキャリア・コンサルティング窓口の設置、周知などを行っていますか？

□行っていない　　□行っている

派遣法第30条の2第2項、平成27年厚生労働省告示第391号

# 11　派遣元責任者

NO.60　派遣元責任者は、「派遣元責任者講習」を過去３年以内に受講していますか？

□最後に受講した日から3年を超えている　　□3年以内に受講している

派遣法第36条、同法施行規則第29条の2第1項

NO.61　物の製造の業務に労働者派遣をする場合に、「製造業務専門派遣元責任者」を選任し、派遣契約書、就業条件明示書、派遣元管理台帳の各書類にその旨を記載していますか？

□選任していない　　□選任して各書類に記載している

□選任しているが各書類に記載していない　　□物の製造の業務に派遣をしていない

派遣法第36条、同法施行規則第29条第3項、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第5の2（1）ｲ(ﾊ)⑪、他

# 12　許可条件

NO.62　労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者をすべて加入させていますか？

□加入させていない　　□加入させている

＊労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うことは、労働者派遣事業の許可条件であることに留意してください。

労働者派遣事業許可条件通知書（許可条件）③

○左側の回答欄にチェックがついた設問については、適法な事業運営となっているか十分ご確認ください。

○チェックリストの内容について不明な点等がある場合は、茨城労働局需給調整事業室（℡０２９－２２４－６２３９）までお問い合わせください。